東京農工大学卓越リーダー養成機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (委員) 第7条　運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4)　(略) (5)　次長のうちから機構長が指名する者　1人 (6)　(略) 2～4　(略) (事務) 第17条　機構に関する事務は、関係部局の協力を得て学務課教育支援室が処理する。	本則 (委員) 第7条　運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4)　(略) (5)　学務部長 (6)　(略) 2～4　(略) (事務) 第17条　機構に関する事務は、関係部局の協力を得て学務部学務課教育支援室が処理する。	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。